

建築物耐震改修促進計画

概要版

計画の概要

○計画の目的

越谷市建築物耐震改修促進計画は、昨今の地震で耐震化が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じたことから、今後の地震による建築物の倒壊等の更なる被害を未然に防止し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、新たな耐震化率の目標の設定や対象建築物の拡充を図り、建築物の耐震化のより一層の促進を図ることを目的とします。

○計画期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

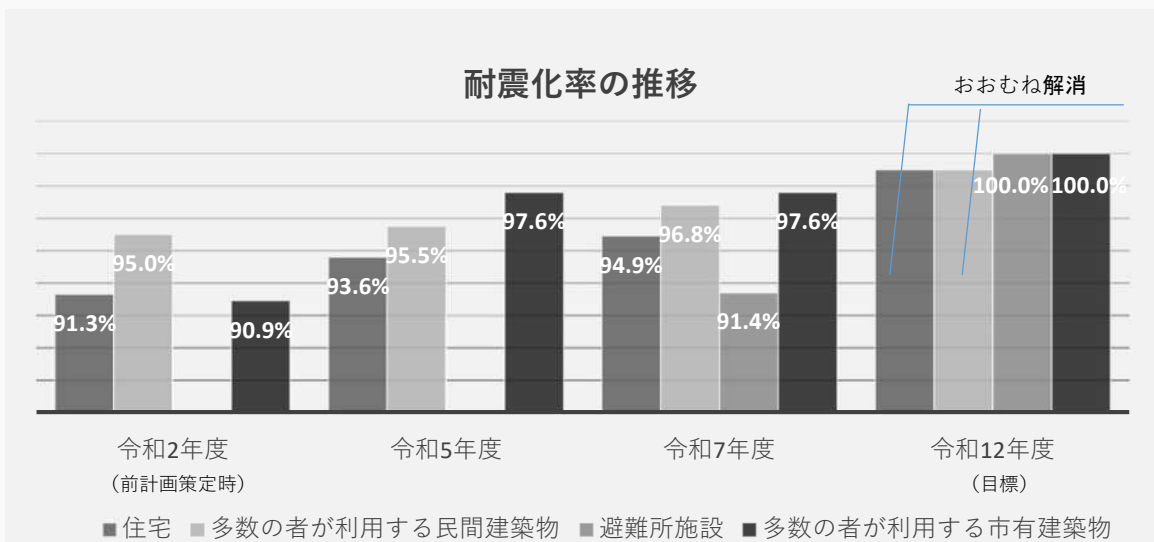
○対象建築物

越谷市内全域の平成12年5月31日以前の耐震基準に基づき設計・建築された木造住宅、昭和56年5月31日以前の耐震基準に基づき設計・建築された旧耐震基準の住宅、多数の者が利用する建築物のうち耐震性が無いもの及び市有建築物としています。

耐震化率の現状と目標

	令和7年度末の目標耐震化率 (前計画時の目標)	耐震化率 (令和7年度末実績)	令和12年度末までの目標
住宅	95.0%	94.9%	おおむね解消
多数の者が利用する 民間建築物	おおむね解消	96.8%	おおむね解消
避難所施設	—	91.4%	100.0%
多数の者が利用する 市有建築物	100.0%	97.6%	100.0%

耐震化率の推移



耐震化の促進に向けた取組方針

【取組方針①】 普及・啓発

- ①-1 旧耐震基準により建築された木造住宅所有者への情報発信
- ①-2 分譲マンション管理組合への情報発信
- ①-3 関係団体への情報発信
- ①-4 イベント等での周知
- ①-5 エレベーター及びエスカレーター等の地震対策
- ①-6 特定天井等の脱落対策

【取組方針②】 耐震化支援

- ②-1 無料簡易耐震診断の実施
- ②-2 木造戸建て住宅への支援策
- ②-3 分譲マンションへの支援策
- ②-4 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物への支援策
- ②-5 住宅の耐震化を総合的に支援するための施策
- ②-6 ブロック塀等の倒壊、転倒防止の対策を支援するための施策

【取組方針③】 環境の整備

- ③-1 住宅リフォーム・耐震相談会の実施
- ③-2 マンション管理セミナー・相談会の実施
- ③-3 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度
- ③-4 自治会・専門団体との連携体制の構築

建築物の耐震化率向上

参考 越谷市耐震補助（住宅）一覧 （令和7年4月現在）

補助対象	補助内容	条件	詳細	補助額
木造住宅	耐震診断	H12.5.31以前の耐震基準に基づき設計・建築されたもの 市の簡易耐震診断の評価1.0未満	市指定の建築士が行う耐震診断	費用の2/3 上限：7万円
	耐震改修	S56.5.31以前の耐震基準に基づき設計・建築されたもの 耐震診断の評価1.0未満	評価1.0以上に補強するための工事	費用の23% 上限：50万円
		S56.6.1～H12.5.31の耐震基準に基づき設計・建築されたもの 耐震診断の評価1.0未満	評価1.0以上に補強するための工事	費用の23% 上限：35万円
	簡易耐震改修	H12.5.31以前の耐震基準に基づき設計・建築されたもの 耐震診断の評価1.0未満	安全な空間の確保できる耐震シェルター又は防災ベッドの設置	費用の23% 上限：20万円
分譲マンション	耐震予備診断	S56.5.31以前の耐震基準に基づき設計・建築されたもの	本診断の必要性に関する判定	費用の2/3 上限：10万円
	耐震本診断	S56.5.31以前の耐震基準に基づき設計・建築されたもの	総合的な評価を行う	費用の2/3 or 住戸数×5万円 上限：100万円 （予備診断補助を受けた場合90万円）
	耐震改修	診断により倒壊の可能性が高いとされたもの	各階の構造耐震指針が0.6以上 or 地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いと判断されるように補強を行う工事	費用（居住面積1㎡×49,300円を上限）の23% 上限：住戸数×20万円

